

Ⅶ 国・県の児童福祉手当等の概要

1 児童手当

〔目 的〕

この法律は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。（児童手当法第1条抜粋）

〔支給要件〕

- ① 住所要件…原則、養育者及び児童が日本国内に住所を有すること。（外国人も対象）
- ② 養育要件…高校生年代までの児童を養育していること。（海外留学している児童も対象）

〔手当額〕

児童の年齢	児童手当の額（1人あたり月額）
3歳未満	15,000円（第3子以降は30,000円）
3歳以上から高校生年代	10,000円（第3子以降は30,000円）

※「第3子以降」とは、児童及び児童の兄弟等のうち、年齢が上の子から数えて3番目以降の児童を指す。

〔現況届〕

現況届は、毎年6月に前年の所得の状況と6月1日現在の児童の養育状況等を確認するためのもの。

〔支給区分〕

- 「被 用 者」→ サラリーマン、公務員等
「非被用者」→ 個人事業主等

〔手当の支給〕

手当は、偶数月に、それぞれの前月分までが支給される。

また、認定請求をした日の属する月の翌月から開始（一部特例あり）され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わる。

〔寄 附〕

児童手当の全部又は一部の支給を受けずに、児童手当を支給する市区町村（東浦町）に寄附することができる。

〔費用負担〕

区 分		国	都道府県	市町村
0歳～3歳未満	被用者	10/10	0	0
	非被用者	13/15	1/15	1/15
3歳以上	被用者	7/9	1/9	1/9
	非被用者			

〔受給対象児童と支給総額〕

単位：人

年度		手当額	3 歳未満			3 歳以上			合 計	支給額
			被用者	非被用者	小計	被用者	非被用者	小計		
2023		5,000円	384	21	405	5,926	208	6,134	6,539	32,695千円
		10,000円	—	—	—	44,634	7,337	51,971	51,971	519,710千円
		15,000円	10,512	1,194	11,706	4,132	928	5,060	16,766	251,490千円
		合計	10,896	1,215	12,111	54,692	8,473	63,165	75,276	803,895千円
2024	9月分まで	5,000円	274	8	282	3,769	92	3,861	4,143	20,715千円
		10,000円	—	—	—	28,848	4,883	33,731	33,731	337,310千円
		15,000円	6,913	646	7,559	2,678	623	3,301	10,860	162,900千円
		小計	7,187	654	7,841	35,295	5,598	40,893	48,734	520,925千円
	10月分から	15,000円	3,179	239	3,418	—	—	—	3,418	51,270千円
		10,000円	—	—	—	21,037	3,212	24,249	24,249	242,490千円
		30,000円	475	71	546	2,412	488	2,900	3,446	103,380千円
		小計	3,654	310	3,964	23,449	3,700	27,149	31,113	397,140千円
	合計		10,841	964	11,805	58,744	9,298	68,042	79,847	918,065千円
	2025		10,000円	—	—	—	62,300	9,366	71,666	71,666
15,000円			8,962	845	9,807	—	—	—	9,807	147,105千円
30,000円			1,446	251	1,697	7,199	1,458	8,657	10,354	310,620千円
合計			10,408	1,096	11,504	69,499	10,824	80,323	91,827	1,174,385千円

2 児童扶養手当

〔目的〕

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。（「児童扶養手当法」）

〔認定〕

手当の支給を受けようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

〔支給対象者〕

次の要件に当てはまる18歳以下の児童を監護している父、母又は養育者。

①父母が婚姻を解消した児童

②父又は母が死亡した児童

③父又は母が重度の障害にある児童

※「重度の障害」：国民年金法及び厚生年金保険法の1級が相当する。

④父又は母から1年以上遺棄されている児童

⑤父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童

⑥婚姻によらないで懐胎した児童

⑦父、母とも不明である児童

〔手当の額〕（月額）

区 分	全部支給	一部支給
児童1人のとき	48,050円	48,040円～11,340円の範囲
児童2人以上のとき （児童1人増すごとに）	11,350円加算	11,340円～5,680円加算

＊2026年4月から適用

〔所得制限限度額〕（2024年11月から）

扶養親族等の数	受 給 資 格 者		扶養義務者等
	全 部 支 給	一 部 支 給	
0 人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1 人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人目以降1人増すごとに	380,000円	380,000円	380,000円

＊老人扶養、特定扶養親族がある場合は、所得限度額に一定額を加算

〔手当の支給〕

奇数月に、それぞれの前月までの分を支給

認定請求をした日の翌月～支給事由の消滅した日の属する月

※「支給事由の消滅した日」：18歳誕生日については、到達年度末まで支給する。

愛知県から直接本人に支給される。

〔費用負担〕

国 1/3 都道府県 2/3

〔受給者数の推移〕

年度	2024	2025	2026
受給者数	239人	243人	240人

4月1日現在の全部支給制限者を除いた実数。

3 愛知県遺児手当

〔目 的〕

手当を支給することで、母子家庭又は父子家庭等の生活の安定と児童な育成と福祉の増進を図る。

〔受給資格〕

次のいずれかに該当する18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童を監護又は養育している方。

- ①父又は母が死亡した児童
- ②父又は母が重度の障害にある児童
- ③父母が婚姻を解消した児童
- ④父又は母が引き続き1年以上行方不明である児童
- ⑤父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦婚姻によらないで懐胎した児童

〔手当額〕

遺児1人月額	1～3年目	4,350円
	4～5年目	2,175円
	6年目	支給対象外

〔所得制限〕

支給要件に該当する児童を監護又は養育している方であっても、その方の前年（1月から10月分までの手当については、前々年）の所得が規則で定める額以上のときは手当が支給されない。

・所得制限限度額（2024年11月から）

扶養親族等の数	受給資格者	扶養義務者等
0 人	2,080,000円	2,360,000円
1 人	2,460,000円	2,740,000円
2人目以降	1人増すごとに380,000円加算	

＊老人扶養、特定扶養親族等がある場合は、所得限度額に一定額を加算

〔手当の支払時期〕

- ・奇数月に、それぞれの前月までの分を支給
- ・認定申請をした日の属する月 ～ 支給事由の消滅した日の属する月
※「支給事由の消滅した日」：18歳誕生日については、到達年度末まで支給する。
- ・愛知県から直接本人に支給される。

〔費用負担〕

全額県費負担

〔受給者の推移〕

年度	2023	2024	2025
受給者数	124人	130人	128人

＊4月1日現在、支給制限者含まず。

4 特別児童扶養手当

〔目 的〕

精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給することにより、障がい児の福祉の増進を図る。（「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」）

〔認 定〕

手当の支給を受けようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

〔支給対象者〕

①精神又は身体に一定の障害を有する20歳未満の児童を養育している父、母、又はその養育者

※「一定の障害」：国民年金法の1・2級（I Q50以下程度又は身体障害1～3級（4級の一部を含む。）程度が相当する。）

②原則として、公的年金給付と併給できるが、障害児本人が厚生年金保険法の障害年金等の受給権を有する場合は対象とならない。

〔手当の額〕（月額）

区 分		手 当 額
1 級	I Q35以下(療育A)程度又は身体障害1～2級程度	障害児1人につき 58,450円
2 級	I Q50以下(療育B)程度又は身体障害3級(4級の一部含む)程度	障害児1人につき 38,930円

※2025年4月から適用

〔所得制限限度額〕

扶養親族等の数	本 人	配偶者及び扶養義務者
0 人	4,596,000円	6,287,000円
1 人	4,976,000円	6,536,000円
2 人	5,356,000円	6,749,000円
3 人	5,736,000円	6,962,000円
4 人	6,116,000円	7,175,000円
5 人	6,496,000円	7,388,000円

※老人扶養等がある場合は、所得限度額に一定額を加算

〔手当の支給〕

- ・毎年4月・8月・11月に、それぞれの前月までの分を支給
- ・認定請求をした日の翌月～支給事由の消滅した日の属する月
- ※「支給事由の消滅した日」：特別児童扶養手当は20歳誕生日の属する月で終了。
- ・愛知県から直接本人に支給

〔費用負担〕

全額国庫負担

〔受給者の推移〕

年度	2023	2024	2025
受給者	95人	109人	101人

※4月1日現在の数値 支給制限者含まず。

5 子育て家庭優待事業

〔目 的〕

愛知県が進める少子化対策のための施策の一つとして、協賛店舗等が子育て家庭に対する各種優待を行うことにより、子育て家庭を地域社会全体で支える機運の醸成を図り、これら児童の健全な育成と福祉の増進に寄与することを目的とするもので、愛知県と市町村との協働事業としています。

〔事業の概要〕

妊娠中の方及び18歳未満の子どもとその保護者の方が、愛知県の子育てポータルサイト「はぐみんネット」に利用登録を行うことによりスマートフォン上で利用できる優待カード

「はぐみんカード」を協賛店舗で提示することにより、協賛店舗が独自に設定する様々な特典やサービスが受けられる事業です。

〔協賛店舗〕

町内の協賛店舗30店舗（2026年4月1日現在）